

**令和5・6年度適用秋田県建設コンサルタント業務等
入札参加資格審査（定期年審査）申請要領**

秋田県が発注する測量、設計及び調査の業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次により資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出してください。

1 資格審査を行う部門の種類

入札参加資格の認定の審査（以下「資格審査」という。）を行う業務の部門の種類は、次のとおりです。

業務の種類	部門の種類	
測量業務	測量一般 航空測量	地図の調製
土木関係建設 コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋 電力土木 鉄道 下水道 森林土木 廃棄物 都市計画及び地方計画 土質及び基礎 トンネル 建設環境 電気電子	港湾及び空港 道路 上水道及び工業用水道 農業土木 水産土木 造園 地質 鋼構造及びコンクリート 施工計画、施工設備及び積算 機械
建築関係建設 コンサルタント業務	建築一般 建築設備	建築構造
補償コンサルタント業務	土地調査 物件 営業補償・特殊補償 補償関連	土地評価 機械工作物 事業損失 総合補償
地質調査業務	地質調査	
環境調査業務	騒音調査 大気調査 電波調査 土壌調査	振動調査 日照調査 水質調査

2 審査基準日

入札参加資格審査の審査基準日は、**令和4年10月1日**とする。

ただし、測量業務における測量士又は測量士補の保有人数については、**令和5年1月14日**を審査基準日とする。

3 入札参加資格審査の要件

(1) 共通事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- ② 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者でないこと。
- ③ 県税（地方消費税を含む。）に滞納がないこと。
- ④ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、かつ、これらの保険料に滞納がないこと（適用除外事業所又は加入義務がない事業所を除く。）。

(2) 各部門別

① 測量業務に係る部門

- ・ **令和4年10月1日**（以下「審査基準日」という。）現在、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること。
- ・ **令和5年1月14日**現在において、測量士又は測量士補を3名以上（うち測量士を2名以上）有していること。
- ・ 審査基準日の直前2営業年度内において、測量業務に係るいずれかの部門について実績高があること。

② 土木関係建設コンサルタント業務に係る部門

- ・ 審査基準日現在、認定を受けようとする部門（以下「申請部門」という。）について、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること。
- ・ 審査基準日の直前2営業年度内において、申請部門について実績高があること。

③ 建築関係建設コンサルタント業務に係る部門

- ・ 審査基準日現在、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること。
- ・ 審査基準日の直前2営業年度内において、建築関係建設コンサルタント業務に係るいずれかの部門について実績高があること。

④ 補償コンサルタント業務に係る部門

- ・ 審査基準日現在、申請部門について補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けていること。
- ・ 審査基準日の直前2営業年度内において、申請部門について実績高があること。

⑤ 地質調査業務に係る部門

- ・ 審査基準日現在、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2

条第1項の規定による登録を受けていること。

- ・ 審査基準日の直前2営業年度内において、実績高があること。

⑥ 環境調査業務に係る部門

- ・ **騒音、振動、大気又は水質調査部門を希望する場合**、審査基準日現在、申請部門について計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による登録を受けていること。
- ・ 審査基準日の直前2営業年度内において、申請部門について実績高があること。

4 申請書類

申請書類は次のとおりですので、様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

(1) 共通の申請書類

次の書類は、県内業者又は県外業者^(注1)の別及び申請する業務を問わず、全ての申請者に共通する申請書類です。

提出書類	
1	申請書(様式1-1~1-5)
2	営業所一覧表(様式2)
3	技術者経歴書(様式3)
4	測量等実績調書(様式4)
5	営業の沿革(様式5)
6	誓約書(様式6)
7	(法人のみ) 登記事項証明書(写し可) ※ 資格審査を申請する日(以下「申請日」という。)前おおむね3か月以内に発行されたもの
8	(法人) 審査基準日の直前2事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 (個人) 審査基準日の直前2事業年度における貸借対照表及び損益計算書
9	県税に滞納がない旨の納税証明書(原本に限る。) ^(注2) ※ 申請日前おおむね1か月以内に発行されたもの
10	消費税及び地方消費税に滞納がない旨の納税証明書(原本に限る。) ^(注3) ※ 申請日前おおむね1か月以内に発行されたもの
11	健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入証明書又は納入確認書(原本に限る。) ※ 申請日前おおむね1か月以内に発行されたもの ^{(注4)(注5)} なお、社会保険等の保険料の領収証書の写しは認められません。

12	雇用保険の保険料の納付済証明書等（ 原本 に限る。） ※ 申請日前おおむね 1 か月以内 に発行されたもの（注6）（注7）
13	（県外業者で、支店長等に入札・契約権限を委任する場合） 委任状
14	（特例民法法人等のみ） 定款又は寄附行為
15	提出書類チェックリスト
16	宛先を明記した返信用封筒（長形3号、 84円切手 貼付） ※ 受理票の返送を希望する場合のみ

注1 「**県内業者**」とは本店が秋田県内にある者、「**県外業者**」とは本店が秋田県外にある者をいいます。

注2 **県外業者**で、かつ、秋田県内に県民税・事業税の納税義務のある営業所等（以下「営業所等」という）を有しない者は、**県税に滞納がない旨の納税証明書**の提出を省略することができます。

ただし、審査基準日から申請日までの間に営業所等を設置した場合は省略できません。

注3 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3）の提出を原則としますが、申請者が、個人である場合にあっては同書式（その3の2）、法人である場合にあっては同書式（その3の3）でも差し支えありません。

注4 健康保険組合に加入しているために健康保険料と厚生年金保険料を別々に納入している場合は、健康保険組合から健康保険料の納入証明書を、日本年金機構から厚生年金保険料の納入証明書をそれぞれ取得してください。詳細は健康保険組合又は日本年金機構にお尋ねください。

注5 **健康保険料及び厚生年金保険料**にあっては申請日の属する月のおおむね前々月までの2年間について証明してください。

注6 労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、労働保険事務組合から納付済証明書を取得してください。詳細は労働保険事務組合にお尋ねください。

注7 **雇用保険料**は令和3・4年度について証明してください。

（2）申請部門別の申請書類

（1）の書類に加え、申請部門に係る次の書類を提出してください。

提出書類	
I	測量業務に係る部門
1	測量業者登録通知書の写し
2	審査基準日の直前の2営業年度における測量法第55条の8第1項の規定により提出した書類の写し（注8）
3	営業所の登録状況を確認することができる登録申請書、変更登録申請書等の写し

4	<p>【県内業者で、かつ社会保険適用事業所の場合】 ①及び②を提出</p> <p>① 測量士（測量士補）名簿記載事項証明書の写し</p> <p>※ 申請日前おおむね 1 か月以内に発行されたもの</p> <p>※ 測量士（測量士補）登録証明書の写しは認められません。</p> <p>② 測量士（測量士補）の健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者記号・番号部分にマスキングを施したもの）及び直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写し</p>
5	<p>【県内業者で、かつ社会保険適用除外事務所の場合】</p> <p>測量士（測量士補）名簿記載事項証明書の写し</p> <p>※ 申請日前おおむね 1 か月以内に発行されたもの</p> <p>※ 常勤性を確認できる資料として出勤簿、賃金台帳等を求めることがあります。</p>
II 土木関係建設コンサルタント業務に係る部門	
1	建設コンサルタント登録（更新）通知書の写し
2	審査基準日の直前の2営業年度における建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書 ^{（注9）} （国土交通省の確認を受けたものに限る。）の写し
3	直近の現況報告書の内容から営業所の状況に移動があった場合、建設コンサルタント規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等の写し
4	<p>【県外業者で、かつ建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録を受けている営業所を秋田県内に有する者の場合】</p> <p>様式3に記載した技術者の健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者記号・番号部分にマスキングを施したもの）及び直近の社会保険標準報酬決定通知書の写し</p>
III 建築関係建設コンサルタント業務に係る部門	
1	<p>【県内業者の場合】</p> <p>建築士事務所登録証明書の写し又は建築士事務所登録（更新）通知書の写し</p> <p>※ 登録証明書は申請日前おおむね 3 か月以内に発行されたものに限り、ます。</p> <p>※ 県内業者にあつては、別途、建築関係設計事務所詳細調査票（様式7）を下記窓口に提出する必要があります。作成方法や提出方法等については、案内ウェブページを確認の上、次の担当に問い合わせてください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">《建築関係設計事務所詳細調査票（様式7）受付窓口》</p> <p style="text-align: center;">秋田県 建設部 営繕課 調整・建築班</p> <p style="text-align: center;">（案内ウェブページ）</p> <p style="text-align: center;">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/54233</p> </div>
2	<p>【県外業者の場合】</p> <p>建築士事務所登録証明書の写し</p> <p>※ 申請日前おおむね 3 か月以内に発行されたもの</p>

3	<p>【受任先を設定する場合】 受任先とする営業所に係る建築士事務所登録証明書の写し ※ 申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの</p>
IV 補償コンサルタント業務に係る部門	
1	補償コンサルタント登録（更新）通知書の写し
2	審査基準日の直前の2営業年度における補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書 ^{（注9）} （国土交通省の確認を受けたものに限る。）の写し
3	直近の現況報告書の内容から営業所の状況に移動があった場合、補償コンサルタント規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等の写し
V 地質調査業務に係る部門	
1	地質調査業者登録（更新）通知書の写し
2	審査基準日の直前の2営業年度における地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書 ^{（注9）} （国土交通省の確認を受けたものに限る。）の写し
3	直近の現況報告書の内容から営業所の状況に移動があった場合、地質調査業者登録規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等の写し
4	<p>【<u>県外業者</u>で、かつ地質調査業者登録規程第2条第1項の規定による登録を受けている<u>営業所を秋田県内に有する者</u>の場合】 様式3に記載した技術者の健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者記号・番号部分にマスキングを施したもの）及び直近の社会保険標準報酬決定通知書の写し</p>
VI 環境調査業務に係る部門	
1	<p>【<u>騒音、振動、大気又は水質調査部門</u>を希望する場合】 計量証明事業者登録証明書の写し又は登録簿謄本の写し ※ 申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの</p>
2	<p>【<u>騒音、振動、大気又は水質調査部門</u>を希望し、かつ、<u>受任先を設定する場合</u>】 受任先とする営業所に係る計量証明事業者登録証明書の写し又は登録簿謄本の写し ※ 申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの</p>

注8 法人の場合には、測量法第55条の8第1項の規定により提出した書類のうち、測量法施行規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第16号）の施行日（令和2年4月1日）以降に提出したもの（同年3月31日までに決算期の到来した事業年度に係るものについて従前の例により作成した場合を除く。）については、貸借対照表及び損益計算書の添付を省略することができます。ただし、測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）第13条第1項第1号に規定する「財務に関する事項を記載した一覧表（財務事項一覧表）」は省略できません。

注9 建設コンサルタント登録規程第4条第3項第9号若しくは第10号、補償コンサルタント登録規程第4条第3項第7号若しくは第8号又は地質調査業者登録規程第4条第3項第9号若しくは第10号に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動

計算書及び注記表については添付を省略することができます。ただし、各登録規程に基づく現況報告書の「財務状況一覧表」については省略できません。

5 申請書類の提出手続き及び受付

(1) 提出部数等

- ① 申請書類の提出部数は、1部です。
- ② 申請書類確認表の順に揃えた上で、申請書類の左端に2穴を空けてひもでとじてください。
- ③ 秋田県では、使用印鑑の届出は不要です。
- ④ 行政書士等が申請手続を代理で行う場合は、当該申請手続を行う権限について当該代理人に委任する旨の委任状（原本）を、併せて提出してください。

(2) 提出方法

郵送又は持参のいずれかの方法により提出してください。郵送の場合は、封筒に「**建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書在中**」と**朱書き**してください。

(3) 受付期間、場所、時間及び注意事項

① 受付期間

令和5年1月16日（月）から2月15日（水）まで
（ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

② 受付場所

ア 郵送の場合

次の宛先へ郵送（2月15日必着）してください。

《郵送先》

〒010-8570（秋田県庁専用）

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県 建設部 建設政策課 建設業班
建設コンサルタント業務等入札参加資格審査担当

イ 持参の場合

秋田市山王四丁目1番1号（秋田県庁本庁舎6階）
建設部 建設政策課 建設業班

③ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

④ 注意事項

ア **受付期限（令和5年2月15日（水）午後5時）**までに受付場所に到着しない場合は、提出方法を問わず、いかなる理由があっても受け付けませんので、御注意ください。

イ 申請書類が受理されたことを確認するための收受印が必要な場合は、受理票を発

行します。申請書類を持参により提出する場合であっても、必要な切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を申請書類と併せて提出してください。

ウ 受理票は、書類審査を行い内容に不備等がないことを確認した後に発行します。送付した申請書類の到達を即時確認したい場合は、配達記録の確認ができる方法により申請書類を送付してください。

エ 申請書類は信書に当たるため、郵送により提出する際は必ず郵便又は信書便を利用してください。宅配便等の信書を送付することができない方法では送付しないでください。

オ 申請書類に不足や記載漏れがある場合又は提出された申請書類では資格要件を満たしていることが確認できない場合は、資格審査を行いません。

カ 県外業者が入札又は契約の権限を支店等に委任しようとする場合は、受任先は、申請する部門の全てについて、各法令・登録規程による登録を受けている営業所であることが必要です。

6 資格審査の結果通知

入札参加資格は、秋田県が定める審査基準に従い認定されます。その結果については、令和5年4月下旬以降に申請者へ直接通知します。

7 入札参加資格者名簿の有効期間等

資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者については、入札参加資格者名簿に登載し、ホームページ等において公表します。なお、入札参加資格者名簿の有効期間は、**令和5年5月1日から令和7年4月30日**までです。

8 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、入札参加資格の全部又は一部を取り消します。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至った者
- ② 測量法、建築士法、計量法及び各登録規程の規定による登録（入札参加資格の認定を受けた業務又は部門に係るものに限る。）を失うに至った者
- ③ 測量業務に係る部門にあつては、測量士又は測量士補を3名以上（うち測量士2名以上）有しなくなるに至った者
- ④ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められるに至った者
- ⑤ 営業を廃止した者
- ⑥ 虚偽の申請等により入札参加資格の認定を受けた者
- ⑦ 資格審査に影響を及ぼす重要な事項について申請書等に事実と異なる内容を記載し、又は記載すべき事実を記載しなかった者

⑧ 入札参加資格の取消しの申出があった者

また、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱第7条の規定に基づく必要な届出をしなかった場合、入札参加資格を取り消されることがあります。

9 変更等の届出

入札参加資格の認定を受けた者について、次の①から④までに掲げる事項に変更が生じた場合、又は⑤から⑦までに掲げる事由に該当する場合には、入札参加資格者名簿の記載内容を変更する必要がありますので、必要な届出をしてください。なお、いずれの場合も、変更届出書の様式は、国土交通省で示している「一般競争（指名競争）参加資格申請書変更届」を利用するか、それに準ずる様式で作成してください。

① 測量法、建築士法、計量法及び各登録規程の規定による登録に係る登録年月日又は登録部門（入札参加資格者名簿に登載されている部門に係るものに限る。）

※ 登録機関に対して登録の喪失に係る届出をしている場合には、登録機関の收受印を押印した届出書の写し又は登録機関から発行される当該登録を喪失した旨の通知書の写しを添付してください。

② 測量法、建築士法、計量法及び各登録規程の規定による登録を受けている営業所

※ 営業所の登録状況が確認できる書類（現況報告書、各登録における変更届出書、登録通知書、登録証明書等）の写しを添付してください。なお、併せて受任先の変更を行う場合は、その旨の変更届と委任状を提出してください。

③ 商号、代表者の氏名等

※ 登記事項証明書の写し（受任先がある場合にあっては、併せて委任状）を添付してください。

④ 測量士又は測量士補の人数（測量業務に係る部門の入札参加資格の認定を受けている県内業者に限る。）

※ 人数の増加の場合は、追加する者について測量士（測量士補）名簿記載事項証明書の写し並びに健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者記号・番号部分にマスキングを施したもの）及び直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写しを添付してください。

⑤ 営業を廃止した場合

⑥ 地方自治法施行令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至った者

⑦ 測量業務に係る部門にあっては、測量士又は測量士補を3名以上（うち測量士2名以上）有しなくなるに至った者

10 入札参加資格の追加審査

令和5・6年度適用入札参加資格の追加審査は、次の予定で行います。ただし、いずれの追加審査の場合でも、入札参加資格者名簿に登載された場合の有効期間は、令和7年4月30日までです。

	申請受付期間	資格審査（技術者の保有人数に関する審査を除く）の基準日	技術者保有人数基準日	適用日
1	令和5年 8月1日～7日	令和5年4月1日	令和5年7月31日	令和5年9月1日
2	令和5年 11月1日～8日	令和5年7月1日	令和5年10月31日	令和5年12月1日
3	令和6年 2月1日～7日	令和5年10月1日	令和6年1月31日	令和6年3月1日
4	令和6年 5月1日～9日	令和6年1月1日	令和6年4月30日	令和6年6月1日
5	令和6年 8月1日～7日	令和6年4月1日	令和6年7月31日	令和6年9月1日
6	令和6年 11月1日～8日	令和6年7月1日	令和6年10月31日	令和6年12月1日

11 その他

測量業務に係る部門の入札参加資格の認定を受けた**県内業者**で、令和5年1月15日から同年4月30日までの間に従業員の入社や退社、資格取得等により技術者の人数変更があった場合は、**令和5年5月1日以降速やかに**技術者の変更届出書を提出してください。